



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会社名 ブルドックソース株式会社
代表者名 代表取締役社長 池田 章子
(コード番号 2804 東証第二部)
問合せ先 常務取締役総務人事部長 佐藤 貢一
(TEL 03-3668-6811)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 28 日開催予定の当社第 91 回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の主な理由

(1) 単元株式数及び発行可能株式総数の変更

当社は、本日付「株式併合、単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に関するお知らせ」にて別途開示いたしましたとおり、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するため、当社株式の売買単位である単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とするため、株式併合を実施することを予定しております。

これに伴い、本定時株主総会において株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件として、現行定款第 7 条の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるために現行定款第 6 条の発行可能株式総数を変更するものであります。

(2) 監査等委員会設置会社への移行に伴う変更

当社は、平成 28 年 3 月 18 日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示いたしましたとおり、取締役の業務執行の適法性、妥当性の監査・監督機能の強化によりコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ることで、より透明性の高い経営を実現することを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを予定しております。

そこで、監査等委員会設置会社への移行のために、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 28 日 (火曜日)

定款変更の効力発生日

上記 (1) に関しては 平成 28 年 10 月 1 日 (土曜日)

上記 (2) に関しては 平成 28 年 6 月 28 日 (火曜日)

以 上

(下線部は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>200,000 千株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の単元株式数は、<u>1,000 株</u>とする。</p> <p>第 8 条～第 19 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、10 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② (条文省略) ③ (条文省略) <p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>20,000 千株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の単元株式数は、<u>100 株</u>とする。</p> <p>第 8 条～第 19 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>)は、10 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">② <u>当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 21 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ② (現行どおり) ③ (現行どおり) <p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>② <u>増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役の報酬等) 第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会) 第 25 条 (条文省略)</p> <p>② 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>③ 取締役が取締役会の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p>④ (条文省略)</p>	<p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 23 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって<u>取締役の中から</u>取締役会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役の報酬等) 第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役会) 第 25 条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>③ 取締役が取締役会の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>④ (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(重要な業務執行の決定の委任)
第 26 条 (条文省略)	第 26 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第 5 章 <u>監査役および監査役会</u>	第 27 条 (現行どおり) 第 5 章 <u>監査等委員会</u>
(新設)	(監査等委員会の権限)
(新設)	第 28 条 <u>監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u>
(新設)	(監査等委員会の招集通知)
(新設)	第 29 条 <u>監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新設)	(監査等委員会規則)
(監査役員の員数)	第 30 条 <u>監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。</u> (削除)
第 27 条 <u>当社の監査役は、5 名以内とする。</u>	(削除)
(監査役を選任)	(削除)
第 28 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> ② <u>監査役を選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>③ <u>当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役の任期)</u></p>	(削除)
<p><u>第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	
<p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	(削除)
<p><u>第 30 条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p>	(削除)
<p><u>第 31 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p><u>(監査役会)</u></p>	(削除)
<p><u>第 32 条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p>② <u>監査役会の運営その他に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会で定める監査役会規則による。</u></p>	
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	(削除)
<p><u>第 33 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第34条～第37条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第31条～第34条（現行どおり）</p> <p><u>附則</u> <u>（効力発生に関する特則）</u></p> <p><u>第1条 第6条および第7条の変更は、平成28年10月1日をもって効力を発生するものとする。なお、本条は、変更の効力発生をもってこれを削除する。</u></p> <p><u>（監査役の実任免除に関する経過措置）</u></p> <p><u>第2条 当社は、第91回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>② 第91回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第33条第2項の定めるところによる。</u></p>

以 上